

坂下地区みなみ号の運行形態変更について（設定運賃の変更）

1 概要

坂下地区みなみ号は、公共交通不便地域である坂下地区の地域住民の移動手段確保のため、平成19年から、地域住民組織（坂下地区みなみ号運営委員会）が運営主体となり運行しているが、利用者の減少傾向が続き、厳しい運営状況となっている。

また、地域住民からは、現行の運行形態では目的地に着くまでに時間がかかるという意見が多く寄せられており、利便性向上による利用者数の増加を図り、安定的な運行を維持するため、地域住民がより利用しやすい運行形態に変更する。

2 変更内容

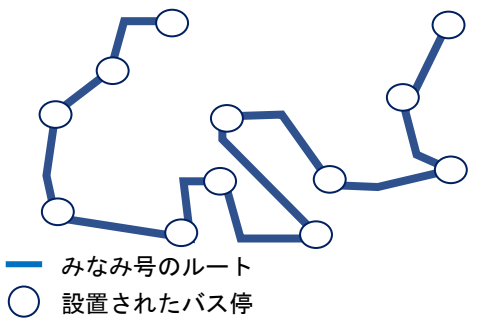
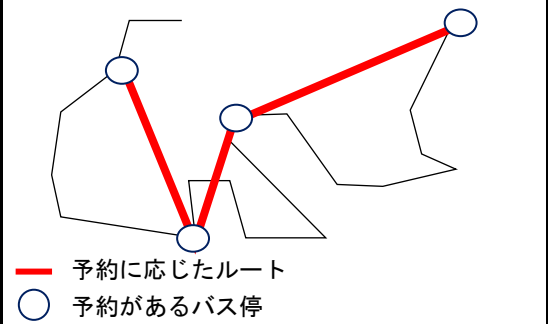
- (1) 運行形態を、定時定路線型運行から区域運行（自由経路ミーティングポイント型）に変更する。
- (2) 運賃を、200円から400円（600円）に変更する。~~なお、坂下地区住民（坂下地区みなみ号運営委員会への負担金納入世帯員）を対象に、運賃100円を割り引く。~~
- (3) **なお、坂下地区みなみ号運営委員会は、営業政策割引として、1乗車につき運賃100円割引（1年度内回数無制限）の割引券を、2,000円で販売する。**

3 実施（変更）時期

令和4年4月1日（金）から

4 運行形態変更の概要

	現在のみなみ号	変更後のみなみ号
ルート・ダイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ▶毎日決まったルートとダイヤで運行 ▶利用者がいない区間でも運行するため、遠回りなルートとなっている。 ▶運行できる便数が決まっている。 ▶利用したいタイミングでみなみ号が走っていないこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶予約に応じて<u>ルートと運行する時間</u>が変わる。 ▶予約がある区間だけ運行するため、<u>目的地までショートカット</u>できる。 ▶<u>目的地までショートカット</u>することで、<u>便数を増やせる</u>可能性がある。 ▶事前予約により、<u>利用したい時間</u>にみなみ号を利用できる。
乗降場所	標柱のある停留所	既存のみなみ号の停留所 ※今後、停留所の増設も検討
事前登録	登録も利用予約も不要	事前登録と電話での予約が必要
運賃	200円 ※ただし、未就学児は0円	一般利用 400円／600円 （坂下地区住民—300円／500円） ※割引券提示で1乗車につき100円の運賃割引を適用 ※ただし、未就学児は0円

運行イメージ		
運行地域	坂下地区及び周辺の主要目的施設	坂下地区及び周辺の主要目的施設
運行形態	定時定路線型運行	区域運行（自由経路ミテイングポイント型）
運営主体	坂下地区みなみ号運営委員会	坂下地区みなみ号運営委員会
運行事業者	道路運送法第4条乗合の許可を得た交通事業者	運行予定事業者：電鉄タクシー(株) (道路運送法第4条乗合の許可を得た交通事業者)
利用対象	誰でも利用可能	誰でも利用可能 坂下地区の住民（事前登録制） ※坂下地区以外の住民の利用を妨げない
運行日程	平日のみ／8:00～18:00	平日のみ／8:00～16:00
ルート等	固定されたルートで1日4往復	予約があった区間・時間だけ運行
予約方法	予約不要	電話のみ／8:00～15:00 ※当日の1時間前までに予約 ※8時台の運行は前日予約
車両数	ワゴン車1台（運転手含10人乗り） ※みなみ号専属車両	ワゴン車1台（運転手含10人乗り） ※みなみ号専属車両
支払方法	現金のみ	現金のみ

【運賃設定の範囲】

- ・大甕駅への行き来：600円

（割引券を購入した者は、割引券提示で1乗車につき100円の運賃割引）

~~（坂下地区住民は、割引料金500円）~~

- ・その他の目的地への行き来：400円

（割引券を購入した者は、割引券提示で1乗車につき100円の運賃割引）

~~（坂下地区住民は、割引料金300円）~~

5 今後のスケジュール

- 12月下旬 地域公共交通利便増進実施計画 内容変更手続き
(国土交通省関東運輸局へ変更認定申請)
- 2月上旬 坂下地区みなみ号区域運行について許可申請（茨城運輸支局へ申請）
- 2月下旬 新しい運行形態についての地域説明会実施
- 4月1日 新しい運行形態での運行開始